

補足説明（用語解説）

1 統一保険料方式

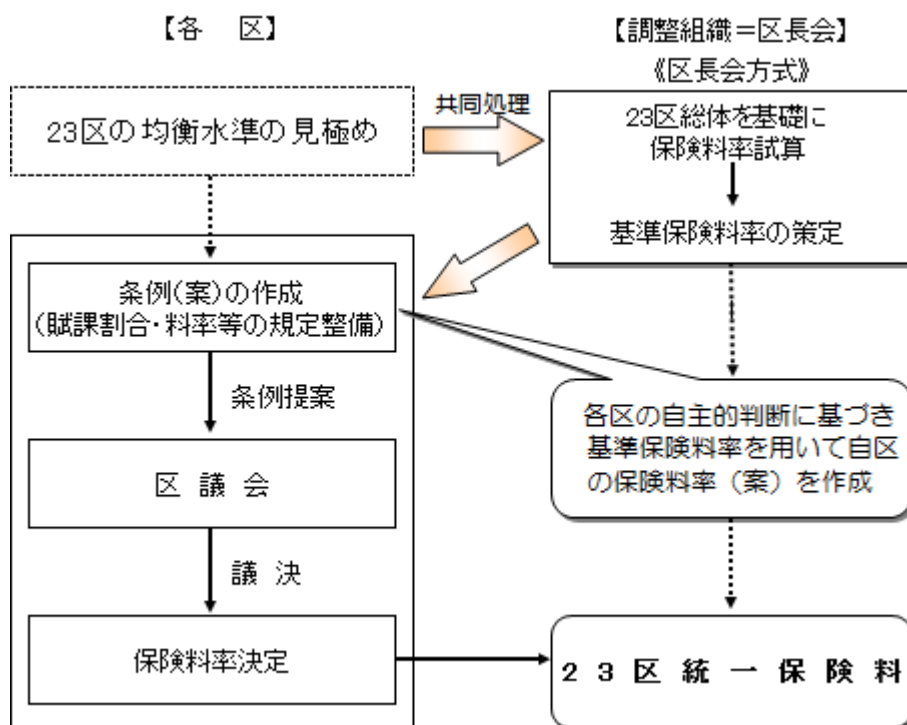
特別区の国民健康保険事業は、昭和 34 年に発足しました。当時は、東京都の事業調整の下、各区で同一の保険料率を適用していました。

平成 10 年の国民健康保険法改正により、平成 12 年から東京都による事業調整が廃止になったことを受け、各区は独立した保険者として、自主的・自立的な運営が出来るようになりましたが、従来、同一の保険料であったことや国が示している医療保険制度の広域化の動きを考慮し、保険者の再編・統合など抜本的な見直しが行われるまでの間、運営上の自主的な調整を行う「統一保険料方式」が採用されました。ただし、平成 12 年度から新たに創設された介護納付金分保険料については、制度上統一することが難しいため、均等割のみ全区統一し、所得割は各区において被保険者の所得水準に合わせて設定することとしました。

このようなことから、特別区（23 区）では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう平成 12 年度から統一保険料方式を採用しています。そして、保険料を国民健康保険法施行令の定めによるものより低く抑えることで、被保険者の負担軽減を図るなど、一定の成果を挙げてきました。

平成 30 年 4 月の国保制度改革（国保の広域化）にあたっては、こうした経緯を踏まえ、平成 29 年 11 月の特別区長会において、平成 30 年度以降の特別区の対応方針として「将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可」としました。保険料の決定は、この方針に沿って行われています。

統一保険料方式による保険料率決定の流れ



2 賦課総額

国民健康保険（以下「国保」という。）事業の運営のために、被保険者の皆様に保険料としてお支払いいただくべき金額の総額を「賦課総額」といいます。賦課総額の算定方法は、国保法施行令（以下「施行令」という）で定められており、賦課総額を賄えるように保険料率（所得割率・均等割額）を設定することとされています。

大まかにいうと、国保に関する特別会計において負担する国保事業に要する費用から、都の交付金や国の補助金、さらに区一般会計からの繰入金などの収入を控除したものが、賦課総額ということになります。特別区では、それを基準としつつ、独自の方法で算定しています。

なお、平成 30 年度の国保制度改革に伴い、施行令で定められている賦課総額の算定方法が変更になっています。制度改革前までは、国保事業に要する費用の主たるものは、医療の給付等の保険給付に係る経費、後期高齢者支援金、介護納付金に係るものでしたが、制度改革以降は、都が保険者に加わり国保財政運営の主体となったことにより、医療の給付等に係る経費については、都から支払われる国保療養給付費等交付金により全額賄われる（相殺される）こととなったため、賦課総額を算定する上で考慮する必要はなくなりました。また、後期高齢者支援金分、介護納付金分についても都が社会保険診療報酬基金に支払うこととなり、支払いに要する金額から国の負担金等の収入を差し引いた金額を納付金として区に求める形となりました。

そのため、区が都に支払う国保事業費納付金（基礎（医療）分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）が、賦課総額を算定する上での考慮すべき主たる費用となりました。

（⇒ 資料 1 「令和 7 年度国民健康保険料算定にかかる概念図」参照）

3 賦課割合

保険料は、所得割と均等割で構成されています。賦課総額を被保険者の皆様から保険料を徴収する際に、所得割で賦課する額の総額と均等割で賦課する額の総額の割合を賦課割合といいます。

所得割は、被保険者の方の資力に応じて賦課するものをいい、均等割は、全ての被保険者に対して定額を賦課するものをいいます。このため、賦課総額に占める所得割の比率が高くなるほど低所得の方への負担を抑制でき、一方で、均等割の比率が高くなるほど、受益と負担の均衡が図られる（全員で負担し合う比率が高まる）こととなります。

4 特別区国民健康保険料率等の算定方法

保険料率は、一般被保険者の賦課総額、賦課割合、被保険者数、旧ただし書き所得により決まります。所得割率と均等割額は、次の算式で求められます。

所得割率：
$$\frac{\text{（賦課総額} \times \text{所得割の賦課割合）}}{\text{一般被保険者旧ただし書所得}^* \text{（限度額超過分を除く）}}$$

所得割保険料として集める額の総額を所得の総額で除して得た率

均等割額：
$$\frac{\text{（賦課総額} \times \text{均等割の賦課割合）}}{\text{一般被保険者数}}$$

均等割保険料として集める額の総額を被保険者数で除して得た額

5 旧ただし書き所得

旧ただし書き所得とは、昭和 36 年度から 38 年度まで市町村民税の所得割額の課税方式として採用されていたもので、地方税法第 314 条の 2 第 1 項の総所得金額及び山林所得金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。ただし書所得では、雑損失の繰越控除は適用されません。